

令和6年7月25日（木）

第7回定例教育委員会秘密会

会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和6年7月25日(木) 午後2時30分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 蒲田 知子
委員 村松 弘康 委員 新山 訓代
委員 中村 通宏
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 山田和夫 総務課長 高橋 純
指導課長兼小中一貫推進室長 森谷 朋子
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 3 0 分開会

○丸教育長 ただいま事務局より追加議案が提出されました。追加議案については日程に追加し、直ちに議題としますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丸教育長 それでは、ご異議ないものと認めます。

なお、追加議案第 4 号、令和 7 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択については、採択に当たり静謐な環境を確保するため、また、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 2 条及び第 1 3 条の規定による柏市、鎌ヶ谷市及び我孫子市の 3 市で構成する教科用図書東葛飾東部採択地区協議会における共同採択であり、非公開の申し合わせとなっていることから非公開で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丸教育長 ご異議ないものと認めます。よって、追加議案第 4 号の審査は秘密会とすることに決定されました。関係者以外の職員の退席をいただき、審議を行います。関係者以外の方はご退席願います。

(関係者以外退席)

○丸教育長 これより議案について審査いたしますが、秘密会とされた議案の議事内容については、その秘密性が継続している間、秘密を漏らしてはならないこととされています。秘密を漏らすことは、教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 1 項、委員については、同法第 1 2 条第 1 項の規定に、また事務局職員については、地方公務員法第 3 4 条第 1 項の規定に違反することとなりますので、念のため申し上げます。

追加議案第 4 号

○丸教育長 それでは、追加議案第 4 号、令和 7 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

○森谷指導課長 追加議案第 4 号、令和 7 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択についてです。

提案理由は、令和 7 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書のうち知的障害児童生徒用（☆本）、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を採択するため、提案するものです。

2 ページ、令和 7 年度使用小学校用教科用図書ですが、こちらに関しては昨年度採択が行われ、今年度からこの教科書を使っていますので、来年度も引き続き使うこととなります。

3 ページ、令和 7 年度使用中学校用教科用図書ですが、こちらが過日行われた採択協議会で選ばれた、来年度から新しく使用される教科書となっています。現在使っている教科書から変わったところについては、理科が教育出版、道徳が教育出版となっています。他の教科については、引き続き同じ発行者となっています。

4 ページ、特別支援教育用教科用図書ですが、文部科学省著作の教科書になります。それから弱視のお子さんのための拡大教科書については、こちらの通り使用をするということになります。

5 ページから 8 ページにわたっていますものが学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書、9 条本と呼ばれているものなのですが、こちらの教科書は、お子さんの実情に合った本というところで、学校と保護者、使う児童生徒と協

議し、こちらを使う方が良いという場合は、教科書の代わりにこちらの本を使うことができます。

来年度は、こちらの教科書を使うということで、3市で採択いたしました。よろしく願いいたします。

○丸教育長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○村松委員 3ページの下の道徳の部分のところに米印が付いていて、全学年において教育出版の教科書を使用する旨の文面が書いてありますが、基本的に全教科、全学年この出版社で行うっていうことですよ。あえて道徳だけ入れる必要はないのかなとも感じました。

○森谷指導課長 委員がおっしゃったとおり、全部の教科で、全て新しくこの発行者のものを使うということになっています。道徳に関しては、どの学年でどの内容を学習しなければならないと決まっているものではなく、複数学年において、学習指導要領に書いてある指導内容を行うということになっているため、特別にこのような文言が付け足されているということです。新しく決まった発行者のものを使うのが原則ですが、もし採択権者の方の判断によって、そうでない方が良いという場合には、2年生3年生については、それに限らないというところがありますので、但し書きがついたということです。

○丸教育長 今年度が今の教科書の最後としたときに、1年生2年生が来年度は、2年生3年生になります。そうすると、1年生2年生、来年度の2年生3年生に関しては、旧教科書で、例えば協力について学んだとか、そういったことがありますので、そうしたときには、2、3年生に関しては、今の教科書を使って残りの部分をやってもいいですよという意味になります。

ほかにございますか。

それでは、ないものと認めます。追加議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

追加議案第4号、令和7年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第4号は可決されました。

○丸教育長 以上をもちまして令和6年第7回定例教育委員会を終了します。
お疲れさまでした。

午後2時45分閉会